

## 令和元年度地方消費税交付金（増収分）の使途状況について

地方消費税交付金のうち消費税率引上げに伴う増収分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費（年金、医療、介護、少子化対策）その他の社会保障施策（社会福祉、社会保険、保健衛生に関する施策）に要する経費に充てるものとする」とされています。

令和元年度の地方消費税交付金の増収分については、次のとおり、本市の社会保障経費に要する一般財源の一部として活用しました。

令和元年度増収額 25.1億円

（単位：億円）

区 分		事業費 （一般財源ベース）
社会福祉	障がい者福祉 ・ 障害者自立支援給付 など	33.3
	高齢者福祉 ・ 養護老人ホーム措置費 など	6.5
	児童福祉 ・ 保育所、認定こども園運営 など	76.5
	生活保護 ・ 生活扶助、医療扶助 など	45.5
	その他社会福祉 ・ 生活困窮者自立支援 など	0.6
	小 計	162.4
社会保険	・ 国民健康保険事業 ・ 介護保険事業 ・ 後期高齢者医療事業	97.3
保健衛生	医療 ・ 医療センター運営負担 など	10.9
	感染症その他の疾病予防対策 ・ 予防接種事業 など	5.9
	健康増進対策 ・ がん検診事業 など	6.9
	小 計	23.7
合 計		283.4

※ 上記の経費については、事務職員の職員給与費等を除いています。